

倉敷市農業経営収入保険加入推進事業費補助金

「よくあるご質問」

(令和4年10月3日時点版)

本補助金に関する「よくあるご質問」を掲載しています。

なお、農業経営収入保険制度そのものに関すること（制度の内容・加入手続き等）については、次のホームページでご確認いただくか、岡山県農業共済組合倉敷支所までお問合せください。

岡山県農業共済組合(<https://www.ok-nosai.or.jp/hoken/index.html>)

岡山県農業共済組合倉敷支所 TEL 0866-92-1771



1 用語の定義について

Q1	農業経営収入保険とは。
A1	<p>全国農業共済組合連合会が農業保険法、同法施行令、同法施行規則等に基づいて行う農業経営収入保険事業（以下「収入保険」という。）を指します。</p> <p>収入保険では、全ての農産物を対象に、自然災害による収量低下や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に対し、保険期間の収入が基準収入（農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とする。）の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填されます。</p> <p>詳しくは、岡山県農業共済組合倉敷支所までお問い合わせください。</p>

2 対象要件（対象者）について

Q2	法人における「主たる事業所」とは何を指しますか。
A2	本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地に事業実態がある事業所のことを指します。ハウスや農業用倉庫があるだけでは、「主たる事業所」には該当しません。

Q3	収入保険への加入申請日時点では、倉敷市内に住所（法人の場合は主たる事業所）を有していましたが、その後市外に転出しました。この場合、補助対象になりますか。
A3	補助対象になります。 住所要件は、「収入保険への加入申請日」時点でのみ判断します。

Q4	本補助金が公表されるより前に、既に補助対象要件を満たす期間を保険期間とする収入保険に加入していますが、補助対象になりますか。
A4	補助対象になります。 本補助金が公表される前に収入保険に加入した場合であっても、補助対象要件（詳しくはリーフレットを参照）を満たせば、補助対象になります。

Q5	法人で、事業年度を4月から3月までの1年間としています。法人は、保険期間が「事業年度の1年間」とされていますが、当該法人が収入保険に新規加入する場合、保険期間の開始月は最短でも令和5年4月になります。この場合、補助対象になりませんか。
A5	補助対象なりません。 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に保険期間の始期が属することが必要です。

Q6	収入保険の加入に当たって、積立特約を付していませんが、補助対象になりますか。
A6	補助対象になります。 積立特約の有無は、補助対象要件ではありません。 岡山県の実施する「岡山県収入保険加入推進加速化事業」とは異なります。 (Q 8 参照)

3 補助対象経費について

Q7	収入保険に加入するために必要な保険料等（保険料、積立金、付加保険料）のうち、積立金は補助対象経費になりますか。
A7	補助対象経費なりません。 補助対象経費となるのは、収入保険に係る掛け捨て保険料等（保険料及び付加保険料）のみです。 積立金は掛け捨てではなく、解約時には返還されるため、対象外とします。

Q8	岡山県収入保険加入推進加速化事業補助金（以下「県補助金」という。）との併給が可能ですか。
A8	新規加入者で積立特約を付していることなど、県補助金の要件を満たすこと

	<p>で併給が可能です。</p> <p>ただし、本補助額の算定時に、補助対象経費から県補助金を控除することとします。</p> <p>県補助金の詳しい内容については、1ページに記載している「岡山県農業共済組合のホームページ」をご確認ください。</p>
--	--

Q9	補助金額について、計算方法を教えて下さい。
A9	<p>収入保険に係る掛け捨て保険料等（県補助金を受けている場合は、その金額を控除した金額）に補助率2分の1を掛け、百円未満を切り捨てた金額（上限10万円）とします。</p> <p>（例）保険料が84, 852円、付加保険料が22, 320円、県補助金が10, 000円の場合</p> <p>【補助金額】</p> $(84, 852 + 22, 320 - 10, 000) \times 1/2 = \underline{\underline{48, 500}}\text{円}$

Q10	補助対象経費である「収入保険に係る掛け捨て保険料等」について、「加入申請時から基準収入金額の算定日前までの金額」と「基準収入金額の算定日以後の金額」のどちらを補助対象経費として考えますか。
A10	「加入申請時から基準収入金額の算定日前までの金額」（全国農業共済組合連合会事業規程第23条に規定する「加入承諾書兼保険料及び積立金通知書」に記載された保険料及び事務費（付加保険料）の合計金額）をもって、補助対象経費とします。

4 申請について

Q11	申請方法を教えて下さい。
A11	<p>収入保険の加入申請時（令和5年1月31日まで）に、次の書類を岡山県農業共済組合倉敷支所へご提出ください。</p> <p>○倉敷市農業経営収入保険加入推進事業費補助金交付申請書兼請求書</p>

Q12	申請に必要な書類はどこで入手できますか。
A12	<p>次のいずれかの方法で入手してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県農業共済組合倉敷支所、倉敷市農林水産課（本庁7階）の窓口で配布 ○倉敷市ホームページからダウンロード https://www.city.kurashiki.okayama.jp/39343.htm

Q13	補助金の支払方法を教えて下さい。
A13	申請書に記入いただいた指定口座（申請者本人名義）に岡山県農業共済組合から入金があります。

Q14	補助金の受領後、廃業等の理由により、対象者の要件に掲げる期間の保険契約が失効しましたが、この場合、補助金を返還しなければなりませんか。
A14	<p>補助金を返還しなければなりません。</p> <p>次の事項に該当する場合は、原則として、岡山県農業共済組合倉敷支所を通じて、倉敷市に補助金を返還しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請内容に虚偽の記載があったとき (2) 対象者の要件に掲げる期間の保険契約締結後、当該契約が失効、取消し、無効又は解除となったとき (3) その他この補助事業の趣旨に反すると認められるとき